



第Ⅱ部 計画の基本的な考え方

1 基本理念

こども・若者が自分らしく輝き、心豊かに成長できるまち高梁市

こども・若者は未来を創るかけがえのない存在です。こども・若者一人一人が自分らしく心豊かに成長できるよう、権利を尊重するとともに、保護者はもちろん、地域社会全体でこども・若者を応援する取組を推進します。また、その取組を通じて、市民が社会的価値を創造でき、幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるまちを目指します。

2 基本的視点

■ 視点1 全てのこども・若者が活躍できる社会をつくる

- ◆ 全てのこども・若者が活躍できる社会の前提として、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこども・若者の権利が尊重され、最善の利益が確保される必要があります。また、こどもや若者、子育て当事者の意見を聴取し、反映できる体制を整備することが必要です。
- ◆ こども・若者が、心身ともに健やかに育ち、人間としての尊厳をもって自分らしく生きていくために、暴力からの保護、差別の禁止、意見の尊重などの国際的な原則にのっとり、その権利を保障し、こどもや若者の個性や多様な価値観を理解し、一人一人の権利を尊重することが大切です。

■ 視点2 子育て家庭を支援し、未来を担うこども・若者を育む

- ◆ 一人一人のこどもが健やかに生まれ育つよう、全てのこども・若者、子育て家庭に対して、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことが大切です。
- ◆ また、障害や疾患のあるこども、貧困の状況やこどもの養育が困難な状況にある家庭、児童虐待やヤングケアラー等の問題を抱える家庭、ひとり親家庭、不登校やひきこもりの状態にあるこども・若者など、全てのこども・子育て家庭に必要な支援を確実に届けることが必要です。
- ◆ 様々な事情により自らアクセスが困難な状況にあるこども・若者、子育て家庭をも念頭に置き、支援を必要とする人の的確な把握や、情報、支援、サービスなどを確実に届けていくための取組が必要です。

■ 視点3 地域社会全体でこども・若者を応援する

- ◆ 核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、子育て家庭の孤立化が課題となっており、多くの保護者が子育てに不安や負担を感じています。地域でのこどもの見守りなど様々な活動や人とのつながりは、こどもや子育て家庭の孤立化を防ぐ重要な役割を果たしており、地域社会全体で支援に取り組むことが重要です。
- ◆ 様々な状況にある全てのこども・若者が心身ともに健やかに育成されるためには、子育ての責任は第一義的には保護者にあるという基本的な認識の下、行政による取組だけでなく、市民、地域、事業者、学校など地域社会全体で連携し、それぞれの役割を果たしながら、課題の解決に向けて取り組むことが大切です。

3 基本目標

■ 目標1 未来を担う子どもたちを切れ目なく支援

全てのこどもは、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、家庭・社会・地域の支えを受けながら自立した個人を確立していく、権利の主体として認められています。こども・若者が自分の生活や未来を自己決定し、政策決定の過程において自分の意見を表明することが尊重されるような環境づくりを行う必要があります。

そのため、①こども・若者が権利の主体として認識されるように周知すること、②こどもたちが直面しうるあらゆる形態の虐待などから保護されること、③全てのこどもたちが健やかに成長するためにライフステージを通じて保健・医療が提供される取組を推進します。

■ 目標2 こども・若者の自立と社会参加のための環境づくり

こどもは、誕生期から青年期において様々な学びや体験を通じて成長し、おとなとして社会生活を送るようになります。こども一人一人は、生まれた環境や育っていく過程に個人差がありますが、適切な支援を通じて全てのこどもたちが、自分らしく活躍できるようになるための環境づくりに取り組みます。このためには①各ライフステージにおける適切な学習や体験機会の充実を通じて、②こどもたちの「生きる力」を育みつつ、③安心して学ぶための環境を整備することが重要です。そして、④高梁市の未来を担う若者が主体的に自分の夢を追いかけ、社会に参画することができるよう就労や結婚など重要なライフイベントへの支援を推進します。

■ 目標3 安心して子育てができる地域社会づくり

子育て世帯の当事者たちが安心して子育てができるような地域社会をつくれます。こどもが心身ともに健やかに成長するためには、家庭・地域社会の中で安心して暮らせることが重要になっています。そのため、①母子の健康状態を支えるための保健・医療環境の充実、②子育てを安心して行うための制度づくりを行います。また、③子育てに係る経済的負担の軽減と、④男女ともに仕事と子育てが両立できるための支援を行い、現行の子育て当事者への支援をしつつ、こどもを持ちたいという希望を持ちながらも様々な事情でこどもを持つことができない家庭に対しての支援に取り組みます。

■ 目標4 地域の見守りで支えるこどもたちの未来

こどもは父母などの養育者が子育ての第一義的責任を有するという基本的な認識の下、こどもたちが高梁市に愛着を持ちつつ、安心して育っていくためにも、①地域社会全体で子育てに協力し、応援する気運を高め、子育てにやさしい地域社会をつくれます。また、②犯罪被害や、事故、災害からこどもを守る環境を整備し、こどもたちの安全を守る取組を推進します。

4 施策体系

基本理念

基本目標 / 施策

こども・若者が自分らしく輝き、心豊かに成長できるまち高梁市

基本目標 1

未来を担うこどもたちを切れ目なく支援

施策1 | こども・若者が権利の主体として活躍するための仕組みづくり

施策2 | 特別な配慮を要するこども・家庭への支援

施策3 | こどもの切れ目のない保健・医療の提供

基本目標 2

こども・若者の自立と社会参加のための環境づくり

施策4 | こどもの成長と遊びの充実

施策5 | 生きる力を養う教育

施策6 | こどもが安心して学び、安全に過ごすための環境

施策7 | 若者の多様な未来を保障するための取組

基本目標 3

安心して子育てができる地域社会づくり

施策8 | 母子ともに健康に育つための制度づくり

施策9 | 家庭での子育てを応援するための取組

施策10 | 子育てに係る経済的負担の軽減

施策11 | 男女ともに仕事と子育てが両立できるための支援

基本目標 4

地域の見守りで支えるこどもたちの未来

施策12 | 地域で支える子育て

施策13 | こどもの安全を守る取組の推進
(犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備)

施策の方向性	ライフステージ等
①こどもの権利擁護の推進 ②多様な遊び体験や活躍できる機会づくり ③こども・若者の意見表明の確保	ライフステージ全般
①こどもの貧困対策 ②障害児・医療的ケア児への支援 ③悩みを抱えるこども・若者への相談・支援体制の充実 ④虐待防止とヤングケアラーへの支援 ⑤社会的養護施設等の周知	ライフステージ全般
①健やかな育ちを守るための支援 ②成人期に向けた保健対策の充実 ③母子保健と医療・福祉の連携体制の充実 ④歯科保健の推進 ⑤小児医療提供体制の維持	ライフステージ全般
①教育・保育サービスの充実 ②幼児教育・保育の質の向上 ③多様な保育の充実 ④小1プロブレムへの継続的対応	誕生～乳幼児期
①新しい時代を生き抜く力の育成 ②特別支援教育の推進 ③親準備教育・キャリア教育の実施 ④たくましく、心やさしいこどもの育成 ⑤多様な体験を取り入れた学習の展開 ⑥体力・運動習慣づくりの推進	学童～思春期
①こどもの居場所形成 ②いじめや不登校等、問題行動の早期発見・早期対応 ③適応指導、教育相談の実施 ④特色ある学校づくり ⑤充実した教育環境の整備	学童～思春期
①大学等への進学支援と人材育成 ②地域での就職支援 ③地域への愛着形成と若者の出会い・結婚・子育てへの応援 ④ひきこもりの若者やその家族への支援	青年期
①母子保健事業体制の整備 ②妊娠・出産のための相談体制の充実 ③妊娠前の経済的支援	子育て当事者への支援
①子育て世帯への支援 ②家庭教育への支援 ③保護者に対する子育てスキルの教育 ④子育て相談体制の充実	子育て当事者への支援
①経済的支援の充実 ②ひとり親家庭への支援	子育て当事者への支援
①ワーク・ライフ・バランスの推進 ②出産・育児がしやすい職場環境の整備 ③父親の育児参加の促進	子育て当事者への支援
①ボランティアの推進 ②多世代交流による子育て ③地域全体での子育て ④子育てがしやすいまちづくり	子育てにやさしい社会
①地域での見守り活動 ②こどもを取り巻く有害環境対策の推進 ③交通安全意識の高揚 ④防災教育等の充実	子育てにやさしい社会

5 家庭・地域・事業者・行政の役割

(1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭がこどもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって、重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

このことを踏まえ、こどもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、こどもが健やかに成長できる家庭を築くとともに、こどもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努める必要があります。

また、家庭では、男女が協力して子育てを進めることが大切であり、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないようにしなければなりません。

(2) 地域の役割

地域は、こども・若者にとって充実した健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、こども・若者は、その関わりの中で社会性を身につけ成長します。

そのため、地域は、家庭環境、心身の障害の有無等にかかわらず、全てのこども・若者が、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また、地域全体で子育て中の家庭を支え、こどもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動している様々な団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながらこどもの健全な成長を支援することが重要です。

(3) 事業者の役割

事業者は、従業員が仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることです。

そのため、事業者・職場自体が、このような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がこのような認識を深めることが重要です。

(4) 行政の役割

行政は、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取組が必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国、県、保健所、児童相談所などの関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業などの計画的な推進を図ります。